

廃対指令第1593号

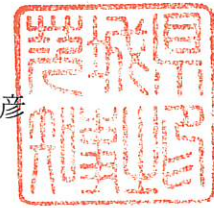
茨城県稲敷郡阿見町阿見2421番地2

株式会社 武洋

平成30年12月26日付けで申請のあった産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定により許可する。

平成31年 3 月20日

茨城県知事 大井川 和彦



条件
特になし。

（不服申立てに係る教示）

- 1 この処分が不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。